

-超高層建築物等の性能評価-GBRC最新情報

(一財) 日本建築総合試験所 建築確認評定センター 性能評定課

Vol.28 2018.7.31 (1/3)

【認定情報】審查期間

●認定審査期間の実績(2018.4月~6月)

| | 標準期間 | 実績 |
|---------------------|-------|------------------|
| 新規 | 2ヶ月 | 61~66日 (2ヶ月程度) |
| 新規 (特定天井あり※1) | 2.5ヶ月 | _ |
| 計画変更 | 1.5ヶ月 | 45日 (2ヶ月程度) |
| 計画変更 (特定天井あり*1) | 2ヶ月 | _ |
| 軽微な変更 | 1ヶ月 | 14*2~31日 (1ヶ月程度) |
| 軽微な変更 (特定天井あり*1) | 1.5ヶ月 | 47日(1.5ヶ月程度) |

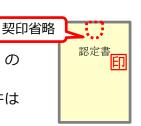
- は該当期間内での実績なしを示す

- ※1 特定天井がある場合は「通常の審査期間 + 0.5ヶ月」を 目安としてください。
- ※2 変更が5項目以下の場合、2週間で交付された実績があります。
- ・本年度申請案件は、標準期間で認定書が交付されています。

大臣認定書「契印」の省略

従前、大臣認定書には「公印」と「契印」の 2種類の印が付されておりました。

2018年4月1日以降、認定申請を行う案件は「契印」が省略されます。



【お知らせ】東京事務所移転

2018年5月21日より、下記住所へ移転しました。

●新住所

〒105-0003

東京都港区西新橋一丁目5-8 西新橋一丁目川手ビル4 F

●電話番号

TEL: 03-3580-0866





♀ アクセス

- ・都営地下鉄三田線「内幸町」駅 A4a出口より徒歩1分
- ・JR「新橋」駅 日比谷口より徒歩4分
- ・東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅 9番出口より徒歩4分

東京事務所において

- · 受付委員会出席(TV会議利用)
- ・部会開催
- ・事前相談

が可能になりました。ぜひ、ご利用ください。



入口 (東面)



-超高層建築物等の性能評価-GBRC最新情報

(一財) 日本建築総合試験所 建築確認評定センター 性能評定課

Vol.28 2018.7.31 (2/3)

【トピックス】 基整促波の策定手法における留意事項

● 基整促波③について

「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について」(企画専門官通知、平成28年6月24日)において、基整促波③は次のように定められています。

基整促波とは、次のいずれかの方法により策定した波形をいうものとします。

①、② ~省略~

別紙3※の方法

③各地点の観測データをもとに基整促波の方法により、二乗和平方根法(SRSS法)により算出した擬似速度応答スペクトルを1.1で除して平均的な 擬似速度応答スペクトルを求めたうえで、適切に位相を設定して算定し た加速度波形及び速度波形

> ※「長周期地震動対策に関わる技術資料・データ公開特設ページ」建築研究所ホームページ 「別紙3」観測データに基づく設計用長周期地震動の作成について(骨子版)

基整促波③の策定手法

step1

「別紙3」の作成手法により擬似速度応答スペクトル(pSv)を求める

step2

step1で求めた断層毎のpSvのSRSSを1.1で除して、

平均的なpSvを求める

step3

step2のpSvを適切に位相を設定し、加速度波形及び速度波形を算定

<留意事項>

- ・step1のpSvをもとに断層毎の地震動を作成し、それらを時間差を考慮して重ね合わせた波形(別紙3の付録)は基整促波③として取扱うことはできません。
- ・基整促波③を用いる場合は、国交省への事前相談が必要です。

【お知らせ】 フリーセミナー講座一覧

随時受付

自由に選べるコンテンツを設けました!

ご希望のテーマに応じて、当法人職員が直接ご説明いたします。 ぜひ、ご活用下さい。(申込等、詳しくは前号Vol.27参照)



1 性能評価・大臣認定制度 委員会体制、フローなど



2 法改正等 直近の法改正など



3 長周期地震動対策 審査時のポイント・取扱いなど



特定天井の脱落防止対策
既存天井の改修時の留意事項など



5 安全審査 任意の審査の活用方法など



-超高層建築物等の性能評価- GBRC最新情報

(一財) 日本建築総合試験所 建築確認評定センター 性能評定課

Vol.28 2018.7.31 (3/3)

【トピックス】評価対象範囲の取扱い

特定行政庁の判断により性能評価・大臣認定範囲の取り扱いが異なります。性能評価申請までに対象範囲のご確認をお願いします。

●中低層部について

中低層部とは

二以上の部分が地震動による相互の影響が小さい構造方法のみで接している建築物において、「時刻歴応答解析部」以外の建築物の部分で当該建築物の高さが60m以下であるもの

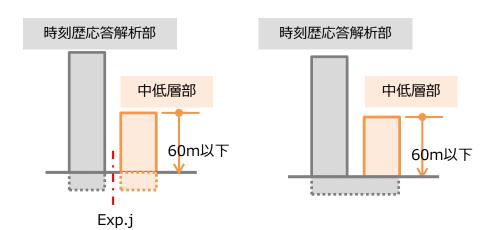


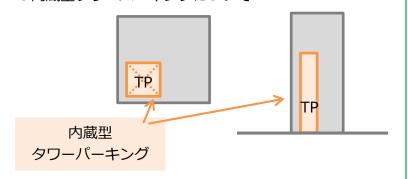
図1 Exp.Jにより構造上分離

図2 基礎一体で上部構造が分離

中低層部の取り扱い

- ・原則、評価対象外とし確認申請で審査
- ・特定行政庁の判断により、評価対象となる場合もあり →図2の場合、国交省への事前相談が必要です。

●内蔵型タワーパーキングについて



特定行政庁の判断

- ①機械装置として扱う:評価対象外
- ②建築物の一部(構造材)として扱う:評価対象内

【編集後記】

最近、強烈な暑さが続いていますね。

皆様は睡眠時の空調はどうしているでしょうか。私は、水分不足で足が 攣って夜中に飛び起きて以来、クーラーをつけっぱなしで寝ています。 あまり体に良くないのかもしれませんが、あのときは翌日までずっと痛 かったので、恐ろしくて切って寝られません。良い暑さ対策がありまし たらお教えいただきたいものです。

まだまだ暑い日が続きますが、無理をせずに乗り切っていきましょう。

(柳井)

発行者:一般財団法人 日本建築総合試験所

建築確認評定センター 性能評定課

担当:野村、山崎

TEL: 06(6966)7600 FAX: 06(6966)7680

E-mail: seinou@gbrc.or.jp